

グループ介護保険 よくあるご質問

質問		回 答
加入	現在従業員グループ保険の「介護保障特約」に既に参加しております。「グループ介護保険」にも重複して加入することは可能ですか？	従業員グループ保険の「介護保障特約」と「グループ介護保険」は別契約です。それぞれに重複してご加入が可能です。
	加入はいつでもできますか？	ご加入は年に1回（7月1日更新）のみとなります。今年度の締め切り日は5月31日（金）です。
申込	告知に該当する項目がありますが、加入は可能ですか？	告知に該当する項目があった場合、ご加入いただくことはできません。告知に関する質問に、すべて「いいえ」となる場合にお申込み（＝ご加入）いただけます。
	申込みの際に誤った内容で申込を送信してしまった。	大和証券ファシリティーズへお問い合わせをお願いします。
	「団体保険加入（変更）申込内容確認書」が表示できない、印刷することができない。	社内のパソコンで表示や印刷が正常にできない場合は、「ポップアップブロック」が有効になっていないかご確認ください。具体的な操作方法は動画「グループ保険申込み方法のご案内」をご確認ください。 お勤めの会社・部署のセキュリティによって、PDFが使用できない場合があります。その場合は自宅のパソコンからのお手続きもご検討ください。
	おひさまねっとの名前入力でログインエラーとなってしまう。	お名前のカタカナ表記に「ー」や小文字が存在する場合、ログインエラーとなることがあります。 ※小書き文字（ヤ・ユ・ヨ・ツ 等）は大文字で入力してください。 例） シュン → シュン イッペイ → イツペイ 不明な場合は大和証券ファシリティーズへお問い合わせをお願いします。
ネット申込みができない。	大和証券ファシリティーズへお問い合わせをお願いします。	

グループ介護保険 よくあるご質問

質問		回答
主契約（介護） 家族	両親を加入させる場合の手続き方法は？	まず、ご本人が申込みいただくことが必要になります。 配偶者の親を加入させる際は、配偶者の加入が必要です。 また、ご加入いただけるのはご本人と配偶者の実父母です。養父母はご加入いただけません。
	同居でない親も加入させる事が可能ですか？また、健康状態を確認する必要がありますか？	可能ですが、申込書記載の告知内容については確認が必要です。万が一契約前に発病していた場合は保険金はお支払いできません。
	配偶者のみ・親介護特約のみでも申し込めますか？	配偶者のみの加入や親介護特約のみ付加することはできません。必ず本人の加入が必要となります。
	夫婦で従業員の場合、双方が加入者本人となって配偶者とともに加入することは出来ますか？	双方それぞれでご加入は可能ですが、1人の被保険者あたりの保険金額上限は通算して1,900万円となります。
3大疾病	3大疾病保障特約のみの加入はできますか？	3大疾病保障特約のみではご加入いただけません。 主契約である介護保障にご加入の上、3大疾病保障特約にご加入ください。
	3大疾病保障特約についても家族加入はできますか？	3大疾病保障特約については、本人・配偶者のみとなっております。
継続	従業員本人が要介護状態となった場合は配偶者、親とも介護保障を継続できますか？	本人の生活介護保険金を支払うと契約が消滅するため、配偶者、親の保障も同時に消滅となります。
	要介護状態とはならず本人が死亡した場合は配偶者、親とも介護保障を継続できますか？	ご本人が亡くなられた場合は契約が消滅するため、配偶者、親の保障も同時に消滅となります。
受取	親の介護保険金は年金受取できますか？	親の生活介護保険金は一時金受取のみとなります。 年金受取が可能なのは本人および配偶者のみとなります。
	本人が要介護状態であったにもかかわらず未請求のまま死亡してしまった場合は？	ご本人が亡くなられている場合、法定相続人からご請求いただくことができます。 ※保険金のご請求は、3年を過ぎますとその権利がなくなります。